

【委員会記録】

丸若委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時41分)

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①②③)

- 議案第1号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第15号 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について
- 議案第16号 徳島環状線道路改築工事宮島江湖川橋上部工の請負契約の変更請負契約について
- 議案第17号 一般国道195号緊急地方道路整備工事折宇トンネルの請負契約の変更請負契約について
- 議案第18号 川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋下部工の請負契約の変更請負契約について
- 議案第32号 徳島県日峰大神子広域公園等の指定管理者の指定について
- 議案第33号 徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の指定管理者の指定について
- 議案第34号 徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について
- 議案第35号 新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定について
- 議案第36号 徳島県借上公共賃貸住宅の指定管理者の指定について
- 報告第2号 損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 本県の高速交通ネットワークの整備状況について(資料④)
- 柴川生活貯水池建設事業の検証に係る対応方針(素案)について(資料⑤)
- 東環状大橋(仮称)の名称募集について(資料⑥)

海野政策監補

それでは、県土整備部の案件につきまして、説明を申し上げます。

説明資料でございますけれども、資料の目次をごらんください。

今回提出を予定しております案件は、債務負担行為、その他の議案等といたしまして、請負契約、変更請負契約、指定管理者の指定並びに専決処分の報告でございます。

1ページ、債務負担行為でございますが、後ほど説明をいたしますが、徳島県日峰大神子広域公園等の管理を指定管理者に行わせることに伴いまして、必要となる指定管理料について、それぞれ記載の額を限度とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続いて、2ページ、請負契約でございます。

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、記載の共同企業体が落札したところでございます。

3ページから5ページでございますが、変更請負契約でございますが、まず、徳島環状線道路改築工事宮島江湖川橋上部工に係る変更請負契約でございます。この工事につきましては、鋼材類の単価差による請負代金額変動分が1%以上下回ったため、徳島県公共工事標準請負契約約款第25条第5項が適用されることによりまして、542万8,500円の減額をお願いするものでございます。

次の一般国道195号緊急地方道路整備工事折宇トンネルでございますが、崩落を防止するための補助工事が、地山が安定していたため、当初の見込みほど必要なくなったことに伴いまして、3,308万3,400円の減額をお願いするものでございます。

また、川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋下部工につきましては、施工方法の見直しによりまして、仮橋の建設が不要になったことから、1,318万4,850円の減額変更をお願いするものでございます。

続いて、6ページ、指定管理者の指定でございますが、平成24年度より民間事業者等に管理をゆだねる施設につきましては、指定管理者の公募と選定を行ってまいりましたが、その結果、都市計画課所管の日峯大神子広域公園ほか3公園につきましては財団法人徳島県建設技術センター、鳴門ウチノ海総合公園及び鳴門総合運動公園につきましては鳴門市、富田浜第一駐車場ほか2駐車場につきましては株式会社バル、住宅課所管の新浜町団地県営住宅、大麻団地県営住宅につきましては徳島県住宅供給公社、借上公共賃貸住宅(夢一番館)につきましてはシティ・ハウジング株式会社を、それぞれ指定管理者として指定しようとするものでございます。また、指定の期間は、借上公共賃貸住宅が平成26年8月31日をもって事業の終了となることから、平成24年4月1日から平成26年8月31日までの2年5カ月となっておりますが、その他の4施設グループにつきましては、いずれも平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年となっております。選定結果等につきましては、資料を提出いたしておりますので、御参照いただければと思っております。

7ページ、専決処分報告でございますが、道路事故の損害賠償額の決定並びに和解に係る専決処分の報告についてでございます。徳島市地内の県道徳島北灘線などで発生をいたしました道路事故4件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立したものでございます。

続いて、3点、御報告をさせていただきます。

1点目は、資料のその3でございますが、本県の高速交通ネットワークの整備状況でございます。

四国横断自動車道と県南を結ぶ地域高規格道路阿南安芸自動車道のうち福井道路につきましては、先般、国土交通省から平成24年度予算要求に係る新規事業採択時評価手続に着手するとの発表がなされ、一昨日、開催された同省の社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会におきまして、事業着手が妥当とされたところでございます。福井道路は、今年度事業採択された桑野道路と7月に開通いたしました日和佐道路をつなぐ地域高規格道路でございまして、徳島市から美波町までの高速道路の空白地帯を解消し、救命救急や東海・東南海・南海地震の三連動を初めとする災害発生時の命の道として、また、農林水産、観光振興など県南地域の活性化に不可欠な道路であることから、早期整備を要望してきたものでございます。今後、国の新年度予算編成に向けまして、福井道路が平成24年度の新規事業として認められるよう、引き続き国に強く働きかけてまいりたいと思っております。

続いて、資料(その4)でございますが、柴川生活貯水池建設事業の検証に係る対応方針(素案)につい

てでございます。

昨年9月28日に、国土交通大臣より検証要請されました柴川生活貯水池につきましては、学識経験者、地元住民の代表者、三好市と県の担当で構成する検討委員会により検証を進めてきたところでございます。この15日に開催いたしました検討委員会におきましては、現行のダム案とダムに頼らない案につきまして、治水・利水などの目的別の評価や総合評価を行い、お配りしております別冊資料でございますけれども、対応方針(素案)を取りまとめたところでございます。その概要につきましては、資料の裏面の中ほどに記載しております対応方針(素案)のとおりでございますが、現在実施中の柴川生活貯水池にかわりまして、治水対策といたしましては、河道改修、既設砂防堰堤の改良、地すべり対策を実施することが妥当であると評価されたところでございます。また、利水対策といたしましては、コヤノ谷川の取水を継続し、柴川谷川本川から取水するとともに、隣接する簡易水道の拡張を実施することが妥当であり、流水の正常な機能の維持につきましては、自然流況で問題ないとされているところでございます。この素案につきましては、今後、県議会での御論議、また、来る22日から実施予定のパブリックコメントによる御意見を踏まえ、できるだけ早く対応方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

最後でございますが、資料のその5、東環状大橋の名称の募集でございます。

平成24年春の供用を目指して建設中の東環状大橋につきましては、本県の新たなランドマークといたしまして、また、観光資源として広く親しまれるよう、県内外の皆様方から名称を募集することとしたところでございます。募集期間は11月14日から12月13日までとし、御応募いただきました名称につきましては、有識者などからなる選考委員会で審査を行い、決定したいと考えております。今後とも多くの皆様方にこの橋をしっかりとPRするとともに、残る工事を着実に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

扶川委員

今御報告がありました柴川の貯水池について、見直し案が出たと。基本的にダムによらない対策で案が出たということで、これは前々から求めてきたことなので私は歓迎しておりますが、この見直しによって、事業費はこの資料に書いてあるのかもわかりませんが、よう読み取れませんので、どの程度の節約になる見通しなんですか。

松野流域振興課長

柴川ダムの検証で、事業費がどれぐらい違うのかという御質問と思います。

別冊資料の一番最後、32ページのところでございますが、一番下の表でございますが、今回、方針の素

案として出ておりますのが、下の表のほうの治水では第3案で、その次、新規利水につきましては4の2案ということでございまして、そこで、今後 50 年間の維持とかそういう費用も含めた額が一番下の欄に治水、利水で合計して出ております。その素案として出たものの合計としては、10 億 7,800 万。第1案で、これが一番左のほうにございますダム案ということは現況のダムでございまして、これが 54 億 8,800 万。この差 44 億あたりが差ということでございます。

扶川委員

44 億円というたら大きなお金ですね。やはり見直しをしていただけてよかったなと思います。詳細はまた見させていただいてになると思いますが、基本的には歓迎しております。

それではほかのことを、時間が 10 分ほどしかないんですがお尋ねします。

耐震リフォームについて、前の委員会でもお尋ねしましたが、制度改正によって効果が上がることを期待しているわけですが、実績を、現時点の状況を教えてください。

松内耐震化戦略担当室長

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業、新規事業でございまして、これの現在の利用状況、申し込み状況ということに関する御質問と申しますけども、現在、7月 26 日から9月末までを第1回募集として募集しまして、その後、10月 1 日から11月末までを募集期間とした第2回募集を今行っております。それで、現時点におきましては、48 件の申請書を受理しております。

以上です。

扶川委員

目標に対してはまだちょっと少ないように思うんですが、照会とか問い合わせがあったけども、申請書の受理には至らなかった件数というのは、どれくらいあるんですか。

松内耐震化戦略担当室長

問い合わせにつきましては、新規事業ということもございまして、一生懸命制度周知に努めておるところであって、日に日にのうに県のほうに寄せられているわけですが、現在、この制度周知を最優先に行っておりまして、補助事業の活用を考えながらも断念したというふうな分析まではできていない状況にあります。

当事業のさらなる推進を図る上で、こういった申請者、所有者の方の意識把握は不可欠と考えておりますので、今後そういった分析もできるよう検討してまいりたいというふうに考えています。

扶川委員

ぜひお願いしたいと思います。申請に至ったものの、規模とか内容、それから申請に至らなかったものがどういったものであったか。私は前から指摘させていただいてるように、やはり低所得者にとってはまだ使えない制度ではないのかという疑問が残っておりますので、そのあたりの検証をきちっとお願いしたいと思います。

それでは、もう一点。下水道のことについて、もうほとんど時間がありませんが、ちょっとお尋ねします。

徳島県での三連動地震に対する被害想定範囲っていうのをこれから示されるわけですが、吉野川沿いに、旧吉野川流域下水道の、今二連動ですかね、計画地域が、危険度が極めて高い地域だということに色分けされておまして、実際に東日本大震災では下水道が大きい被害を受けました。資料もいただきましたけれども、処理施設が10月17日現在でもまだ相当数稼働停止中ですね。応急対応でやっているところがあります。それから、管渠についても、6万6,128キロメートルのうち1,147キロメートルが被災しておるとか、非常に深刻ですよ。それから、被害を受けたところが広範囲にわたって、浦和とか東京の方面でも大きな被害が出ていると、液状化による被害ですね。こういう被害が旧吉野川流域下水道の地域、これも色分けで液状化が起こる地域だよということで色分けされておるわけですが、すっぱり入っておるんですけども、危険性が非常に高いのではないかと前から指摘しております。

そして、中越地震のときに、多くの被害が管路に発生してしまったために、締め固めをすることとか埋め戻しに砕石を使うこととか、コンクリート固化なんかを導入するとか、一部土のうを使うとかいろんな対策があるように検討されたようですけども、しかし、それだけでもどうも対策ができるかどうか疑問があると。埋め戻しの土だけじゃなくて、その周辺の地盤が緩いと圧迫されたときにこういうことになってだんだん浮き上がってくると、そういうことも言われているようです。

この震災の実態把握っていうのを徳島県としても急いで、技術的にどうやっても被害が起こるものであれば計画自身を大きく見直して、私、防災対策の面からも財政面からも主張してまいりましたけど、合併浄化槽中心の汚水処理を大きく導入するということを考えないかのじゃないかと思うわけですが、そのあたり、情報収集がどうなっているか教えてください。

植田下水環境課長

東日本大震災について下水道施設に関する被災状況の把握についてという御質問と思います。

今回の東日本大震災におきましては、委員御指摘のとおり、汚水処理施設が未曾有の被害を受けてございます。そのうち、下水処理場につきましては、昨日現在の国交省の発表によりますと、1都12県、全体で642カ所の施設のうち120カ所が影響を受け、そのうち48カ所が稼働停止をいたしました。現在は応急対応ということで、対応が必要な、処理が必要な施設については応急対応という形で応急復旧はしております。そういう状況でございます。

現在、現地のほうでは国の災害査定を受けて、本格的な復旧に向けた作業を始めているという状況であると聞いております。

また、管渠につきましては、全体で約6万6,000キロメートルの延長の中で、約1,150キロメートルの延長で被災をしたと。これは、技術的には目視による第1次調査でございまして、その後の下水管の内視カメラ等での2次調査ベースでございまして、これが約600キロ弱、半分くらいに減ったという報告がございまして、

そういった状況でございます。

扶川委員

ですから、報道によったら、一部の自治体なんかだったら、使えるようになったのが1カ月後だって言うんですね、汚水処理施設が。トイレが1カ月も使えんなんていうのは、物すごい苦痛ですよ。私、合併浄化槽

が津波でやられた家も泥かきに行って手伝いましたけど、すぐ復旧してますよ。ぱさっとかぶって、泥が入って、バキュームカーで吸い上げたら終わりですからね。圧倒的に強いんです、合併浄化槽のほうが地震、津波に対しては。そういう観点から、県の汚水処理計画を大きく見直すべきだと。特に、液状化が心配されるところについては、思い切った見直しをするべきだと思うんですけども、そういうことはお考えにないですか。

植田下水環境課長

失礼しました。先ほどの御質問の一部答弁漏れがございまして、旧吉野川流域下水道に対する耐震、管渠とかそういったものの状況ということで、今の御質問にもあわせて、お答えをしたいと思います。

県が管理いたしております旧吉野川流域下水道につきましては、1995年に発生した兵庫県南部地震以降、改定をされました下水道施設の耐震対策指針に基づきまして、設計、施工をさせていただいております。処理場、管渠とも現行指針では液状化対策なり、耐震対策がなされたというふうに理解をいたしております。

具体的には、管渠に当たりましては、ボーリング調査の結果に基づきまして、地層の液状化の可能性についての判定を行い、そこに設置する管渠が液状化の影響を受けない、そういった確認をしながらの施工ということでございます。

また、合併浄化槽と下水道施設、これの地震に対しての強さがいかにという御質問だったと思います。

合併処理槽のほうが個人住宅に個々につけられるという事例が非常に多いものですから、そちらのほうの被害状況というのは非常に把握しにくいところがございますが、私どもで確認をいたして調べた状況によりますと、5月24日現在で環境省のほうから被災3県、岩手、宮城、福島の3県におきまして、被害調査、抽出調査をした事例がございました。約1,100件、個人の住宅に対しての調査をされております。この調査は、津波で壊滅した地域は除かれております。ですから、津波で浸水して家が残っているところ、あるいは津波の影響がなかったところを対象に約1,100件でございますが、その中で、結果は44.2%が施設に異常が認められ、28.4%が応急処理の必要がある。全体の3.8%が全損というふうな判定をされているというふうなことでございます。

したがって、下水道と同様、合併処理槽につきましても、大規模地震の際は一定の被害というのは避けられないというふうに認識しておりまして、国のほうでも、両者の強度につきましては一概に優劣がつかないというふうな見解を出されております。

扶川委員

じゃあ、詳しく見せてください。恐らく宅内配管とかそういうもんですよ、被害を受けているのは、合併槽の場合。宅内は下水道であろうと、合併槽でも被害を受けますよ。それは関係ない。だから、管渠と処理場と合併浄化槽の本体を比べないと意味がないんですよ。ちょっとまた引き続き議論したいと思います。終わります。

重清委員

1点だけ。先ほど防災・減災対策に係る総点検の結果について出たんですけど、津波浸水区域の国・県道、これ緊急輸送路の24%、22キロですけど、県道がどれくらいで、これに対する緊急輸送路を補完する道

路網の確保っていうのが重要になってきますけども、これをどのようにしようとしんのか。県の方針だけちょっと聞かせていただけますか。

瀬尾予防保全・利活用担当室長

ただいま防災施設の総合点検について御質問をいただきました。

今御質問ございましたように、浸水予想される道路につきましては、県下全体では 53 路線、109 カ所。また、浸水予想区間延長は、県全体でございますけれども 90 キロということでございます。緊急輸送路につきましては、13 路線、21 カ所と、延長約 22 キロメートルの浸水という予想になってございます。

この輸送路の早期確保のためには、沿岸部の緊急輸送路の補完するネットワークの検討ということを速やかに進めていく必要があるということで考えてございます。今、特に県南部は唯一の幹線道路でございます国道 55 号が、地震によりまして地域の孤立化というのが予想される状況でございます。

これに対しまして、当面の対策といたしましては、現存の県道、それから町道を活用した緊急輸送路である国道 55 号を補完するといいますか迂回するルートの検討を今行っているところでございます。

今後、関係機関等との調整を進めまして、できるだけ早く具体化を図ってまいりたいというように考えてございます。

以上でございます。

重清委員

ということは、それはもう県がやるということでよろしいんですか、緊急輸送路。

長野道路政策課長

県南部、国道 55 号がございますけれども、当面、津波、南海地震あるいは三連動地震といった地震が起こった場合には国道が寸断されるであろうということで、それを補完するルートを今検討してございます。

この場合に、県道だけではなかなか難しいといったことで町道、林道あわせてルートの検討を行っております。

それで、今、委員からのお話ございましたけれど、町道とか林道を入れざるを得ない状況でございますが、そういった町道、林道の整備手法、こういった課題も含めて検討を進めまして、この点につきましては、ことしの 8 月、地震津波減災対策検討委員会の中間取りまとめの中で、1 年以内に行う対策の 1 つといったことで、この沿岸部を補完する緊急輸送路ネットワークの再検討というのが示されてございますので、1 年以内ということではございますけれど、少しでも前倒しできるように関係機関と今後早急に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

重清委員

1 年以内に旧の穴喰から海部まで道を抜いてくれると、県がやってくれるということでよろしいんですね。

長野道路政策課長

まずは、今県南部っていいますと、国道 55 号が唯一の道路ってということがございます。まずは、55 号が現在の津波の想定で被災するだろうという想定がございまして、こういった地震、津波発生時には、まずは被災した地域への救援、あるいは支援物資の輸送が速やかに行われるようなルートを確認することが重要であろうと考えてございまして、このためには 55 号が被災して利用できない場合を想定して今検討してございます。

1 年以内にまずはそういったルートの検討を終えたいと。それとあわせて、町道、林道、また県道もございまして、そういった隘路となる区間の整備の手法をあわせて検討いたしまして、その後、具体的な整備なり検討を進めていかなければいけないと考えてございます。

重清委員

これはもう県と町でやるということで、国はもうやらんということで、どういう方向で進めるのかわからん。1 年以内の見直しというのは、どれを見直すかというんが見えてこんのですけど。国は国道 55 号がつかると言うてます。通行どめになりますと言うて、やらんのかどうか。国に対してはもうあきらめたんか。そこらどうですか。

長野道路政策課長

今検討してございます補完ルートにつきましては、県道あるいは町道、林道といったことで検討を進めてございますが、今、委員のほうから御質問ございました、国はどうなのかといった点でございます。

これにつきましては、まずは津波につからない迂回路、バイパスといった整備が当然必要であろうといったことで、抜本的な対策は阿南安芸自動車道の整備といったことでございます。

この点につきましては、県の政策提言を初め、国に強く提言をしてございまして、今後引き続き、国のほうで検討をいただいて、早期に事業着手していただけるように要望してまいりたいと考えてございます。

重清委員

もう終わりますけど、これは付託でやりますけど、見えてこんですわ、県のやり方が、作戦が。どないするんかいうんが全然見えてこんようになっていってますわ。ほなけん県がするんかと、国がせんのやったら。そこをもうそろそろ方向を見せてください。戦略が見えんでしょ、この間の陳情にしたって。どのようにして、この阿南安芸を動かすか。この図面見たって、日和佐のところまで来ますわ鳴門から。そこから南が全然ないでしょう。どうやって動かすんな。津波が来ます、道路はやられますと言いながら、何もかもそのままかと。国がやらんやったら、県がやってください、県道として、バイパス通すんやったら。そこらを次の付託で聞きますんで終わります。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(12時11分)